

## 令和2年分の**所得税**・**消費税**の申告期限・納付期限

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で**令和3年4月15日（木）**まで延長することとされました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長されました。

### 所得税及び復興特別所得税

（申告期限と現金で納税される方の納付期限）

令和 **2** 年 **4** 月 **15** 日（木）



【振替納税日】

**5** 月 **31** 日（月）

（延納分）5月31日（月）従来どおりです

### 消費税及び地方消費税

（申告期限と現金で納税される方の納付期限）

令和 **2** 年 **4** 月 **15** 日（木）



【振替納税日】

**5** 月 **24** 日（月）